**株式譲渡契約書**

買主 XXX株式会社（以下「甲」という。）及び売主YYY株式会社（以下「乙」という。）は、乙が保有するZZZ株式会社（以下「対象会社」という。）の普通株式を甲に対し譲渡することについて次のとおり株式譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

1. （定義）

本契約において使用される用語のうち別紙１に規定される用語は、その文脈上別段に解すべき場合を除き、別紙１に定める意味を有するものとする。

1. （本件株式の譲渡）

乙は、本契約の規定に従い、●年●月●日又は両当事者間で別途合意する日（以下「クロージング日」という。）をもって、乙が保有する対象会社の普通株式●●株（以下「本件株式」という。）を甲に譲り渡し、甲はこれを譲り受けるものとする（以下、当該株式譲渡を「本件株式譲渡」という）。

1. （譲渡価額）

本件株式の譲渡価額は●円（以下「本件譲渡価額」という。）とする。

1. （クロージング）

第２条に基づく本件株式譲渡の実行（以下「クロージング」という。）は、クロージング日に、両当事者間で別途合意する時間及び場所において、各当事者がそれぞれ以下の各号に規定される行為を行うことにより行うものとする。

1. 乙の行為

第５条第１項各号の事由がすべて充足されていること又は充足されていない事由のすべてを乙が放棄していることを条件として、第２号に基づき甲から本件譲渡価額の支払を受けることと引き換えに、甲に対して、対象会社の株主名簿上の本件株式の名義を甲に書き換えるために必要な名義書換請求書（ただし、乙による記名押印済みのもの。）を交付すること。

1. 甲の行為

第５条第２項各号の事由がすべて充足されていること又は充足されていない事由のすべてを甲が放棄していることを条件として、第１号に基づき乙から名義書換請求書を受領することと引き換えに、乙に対して、本件譲渡価額を乙が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払うこと。なお、当該振込に要する費用は甲の負担とする。

1. （クロージングの前提条件）
2. 第４条第１号に規定されるクロージングに関する乙の義務の履行は、クロージング時において以下の各号に規定される条件の全部が充足されていることを前提条件とする。ただし、乙は当該条件の全部又は一部を放棄することができる。
3. 第６条第２項に規定される甲の表明及び保証が重要な点において真　実でありかつ正確であること。
4. 甲が、本契約に基づきクロージングまでに履行又は遵守すべき義務又は誓約を、重要な点において履行又は遵守していること。
5. 甲において、法令等及び社内規程に基づき本件株式譲渡の実行前に必要とされる手続をすべて完了していること。
6. 対象会社の取締役会が本件株式譲渡を承認していること。
7. クロージング日までに以下の書類が乙に提出されていること。
8. 甲の印鑑証明書及び登記事項証明書
9. 以下の事項を証明する甲の代表権限を有する者が署名（記名押印を含む。以下同様。）した証明書
   1. 甲による表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること
   2. 甲がクロージング日までに履行又は遵守すべき義務がすべて履行されていること
10. 本件株式譲渡を甲が承認したことを証する甲の取締役会議事録の写し（甲の代表権限を有する者による原本証明書付のものに限る。）
11. 甲が第３号に定める手続を完了したことを証する書面
12. 第４条第２号に規定されるクロージングに関する甲の義務は、クロージング時において以下の各号に規定される条件の全部が充足されていることを前提条件とする。ただし、甲は当該条件の全部又は一部を放棄することができる。
13. 第６条第１項に規定される乙の表明及び保証が重要な点において真実でありかつ正確であること。
14. 乙が、本契約に基づきクロージングまでに履行又は遵守すべき義務又は誓約を、重要な点において履行又は遵守していること。
15. 乙において、法令等及び社内規程に基づき本件株式譲渡の実行前に必要とされる手続を完了していること。
16. 対象会社の取締役会が本件株式譲渡を承認していること。
17. クロージング日までに以下の書類が甲に対し提出されていること。
18. 乙の印鑑証明書及び登記事項証明書
19. 以下の事項を証明する乙の代表権限を有する者が署名した証明書
    1. 乙による表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること
    2. 乙がクロージング日までに履行又は遵守すべき義務がすべて履行されていること
20. 本件株式譲渡を承認する対象会社の取締役会の議事録の写し（対象会社の代表権限を有する者による原本証明書付のものに限る。）
21. 本件株式譲渡を乙が承認したことを証する乙の取締役会議事録の写し（乙の代表権限を有する者による原本証明書付のものに限る。）
22. （表明及び保証）
23. 乙は、甲に対して、本契約の締結日及びクロージング日（ただし、別途異なる時点が明示されている場合にはその時点）において、別紙２－１記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
24. 甲は、乙に対して、本契約の締結日及びクロージング日（ただし、別途異なる時点が明示されている場合にはその時点）において、別紙２－２記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
25. （クロージングまでの乙の誓約事項）
26. 乙は、本契約の締結後からクロージングまでの間、善良なる管理者の注意をもって、本契約の締結日以前の対象会社におけるのと矛盾しない範囲において、対象会社にその業務の執行及び運営並びに財産の管理を行わせるものとする。ただし、本契約において明示的に規定されている事項又は法令等により要請される事項は除く。
27. 乙は、本契約の締結後からクロージングまでの間、対象会社が、クロージング以後に本契約の締結時と実質的に同様の態様において事業を遂行することができるよう、合理的な努力を尽くすものとする。
28. 乙は、第５条第２項に規定される条件が充足されるよう可能な限り努力を行うものとし、当該条件の充足が困難となったことを認識した場合、遅滞なく甲に対してその旨を通知するものとする。
29. 乙は、対象会社をして、本契約の締結後からクロージングまでの間に、以下の各号に定める行為を行わせるものとする。
30. 対象会社が当事者となっている契約であって、当該契約上、本件株式譲渡について対象会社が当該契約の相手方当事者に対して通知を行う必要のある場合には、かかる通知を行うこと。また、対象会社が当事者となっている契約であって、当該契約上、本件株式譲渡について対象会社が当該契約の相手方当事者の承諾を得る必要のある場合には、当該承諾を得るよう可能な限り努力すること。
31. 第５条第２項に規定される条件が充足されるよう可能な限り努力すること。
32. 第８条第１項に規定する事前届出について可能な限り協力すること。
33. （クロージングまでの甲の誓約事項）
34. 甲は、本契約の締結後遅滞なく、本件株式譲渡による本件株式の取得のために必要な私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年４月14日法律第54号）第10条第２項に基づく事前届出を行うものとする。
35. 甲は、第５条第１項に規定される条件が充足されるよう可能な限り努力を行うものとし、当該条件の充足が困難となったことを認識した場合、遅滞なく乙に対してその旨を通知するものとする。
36. （クロージング後の乙の誓約事項）

乙は、クロージングから２年間、以下の事項を行ってはならない。

1. 対象会社がクロージング日において行っている事業と同一又は類似の事業を行うこと
2. 対象会社の役員又は従業員に対して、就任若しくは就職の勧誘をし、又は退任若しくは退職の勧奨を行うこと
3. （クロージング後の甲の誓約事項）

甲は、クロージング以降、当面の間、クロージング時において対象会社が雇用する従業員（クロージング時において対象会社に雇用されることが内定しているものを含む。）について、対象会社の業績に重大な悪化が生じた場合又は本人の意思に反する場合を除き、現状の雇用条件にてその雇用を維持するものとする。

1. （補償）
2. 乙は、甲に対して、①第６条第１項に基づく乙による表明若しくは保証が不実若しくは不正確であること（当該違反となる事実について甲が悪意重過失の場合を除く。）又は②本契約に基づく乙の義務の違反があることに起因して甲が被った損害等を補償するものとする。
3. 甲は、乙に対して、①第６条第２項に基づく甲による表明若しくは保証が不実若しくは不正確であること（当該違反となる事実について乙が悪意重過失の場合を除く）又は②本契約に基づく甲の義務の違反があることに起因して乙が被った損害等を補償するものとする。
4. （解除）

各当事者は、以下の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、クロージング前に限り、相手方当事者に対して書面により通知することにより、直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 本契約に基づく相手方当事者の表明又は保証が重要な点において不実又は不正確である場合
2. 本契約に基づく相手方当事者の義務に重大な違反があり、相手方当事者に対しこれを是正するよう通知したにもかかわらず、当該通知後３０日以内に当該違反が是正されなかった場合
3. 本件株式譲渡が２９年１２月３１日までに実行されない場合（ただし、自らの責めに帰すべき事由による場合を除く。）
4. 相手方当事者について、倒産手続等の開始決定がなされた場合
5. （救済手段の限定）

各当事者は、本契約に明示的に定められたものを除き、債務不履行、契約不適合責任、不法行為責任、不当利得責任その他法律構成の如何を問わず、本契約に関して、相手方当事者に対し、損害賠償等の請求、本契約の解除その他一切の権利を行使することはできないものとする。

1. （秘密保持）
2. 各当事者は、本契約締結から１年間、それぞれの役員若しくは従業員又は外部専門家に自らが負うのと同等の秘密保持義務を課した上で必要最小限の範囲で秘密情報を開示する場合を除き、相手方当事者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、本契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、各当事者は、法令等又は司法・行政機関等による命令若しくは要請により開示を要求される場合は、必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとする。ただし、開示を行おうとする当事者は、相手方当事者に対して、事前にその旨を通知し、開示の時期、方法及び内容等について可能な限り協議するものとする。
4. （公表）
5. 各当事者は、相手方当事者との間で事前に時期、方法及び内容等について合意した場合に限り、本契約の締結の事実及びその内容を公表することができるものとする。
6. 前項の規定にかかわらず、各当事者は、法令等又は司法・行政機関等の命令若しくは要請により公表を要求される場合は、必要最小限の範囲で該当事項を公表することができるものとする。ただし、公表を行おうとする当事者は、相手方当事者に対して、事前にその旨を通知し、公表の時期、方法及び内容等について可能な限り協議するものとする。
7. （通知）

本契約に基づく通知、請求、同意その他の通信は、以下の通信先（ただし、各当事者より変更の通知がなされたときは、変更後の通信先）に郵便、手交又はファクシミリにて送付する方法により行うものとする。

1. 甲の通信先

住所：

宛先：

FAX：

1. 乙の通信先

住所：

宛先：

FAX：

1. （費用及び公租公課）

本契約に別段の定めのある場合を除き、各当事者は、本契約の交渉、準備、締結及び履行に関して自らに生じた全ての費用（外部専門家に係る費用を含む。）並びに公租公課を各自で負担するものとする。

1. （譲渡等の禁止）

各当事者は、相手方当事者の書面による事前の同意がない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはならない。

1. （修正・変更、放棄・免除）

本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約のいかなる規定の修正又は変更も、両当事者の権限ある代表者が記名押印又は署名した書面によらない限り、その効力を有しないものとする。また、本契約のいかなる規定又は本契約に基づく権利義務の放棄又は免除は、それを行う当事者の権限ある代表者が記名押印又は署名した書面によらない限り、その効力を有しないものとする。

1. （完全合意）

本契約は、本件株式譲渡に関する両当事者間の完全な合意を構成するものであり、書面によるか口頭によるかを問わず、本件株式譲渡に関し本契約の締結以前に両当事者間でなされた合意、了解その他の取り決めは全て失効する。

1. （準拠法及び裁判管轄）

１　本契約の準拠法は日本法とする。

２　本契約に関する紛争等について協議により解決することができない場合、

　　東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

1. （協議条項）

本契約の解釈その他の事項につき生じた疑義及び本契約に規定のない事項については、甲及び乙双方が誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本契約書を２通作成し、甲乙各記名押印の上、各１通を保有する。

●年●月●日

所在地 ○○○○

甲 会社名 XXX株式会社

代表者氏名 ●●●●

所在地 ○○○○

乙 会社名 YYY株式会社

代表者氏名 ●●●●

別紙１　定義

1. 「外部専門家」とは、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーを意味する。
2. 「甲」とは、頭書に定義される意味を有する。
3. 「乙」とは、頭書に定義される意味を有する。
4. 「許認可等」とは、法令等により要求される国、地方公共団体その他の公的機関及び司法・行政機関等による許可、認可、免許、承認、認証、同意、免除、登録その他これらに類するもの又は手続の総称を意味する。
5. 「クロージング」とは、第４条に定義される意味を有する。
6. 「クロージング日」とは、第２条に定義される意味を有する。
7. 「司法・行政機関等」とは、裁判所、仲裁人、仲裁機関、規制機関、執行又は調査機関、監督官庁その他の司法機関及び行政機関並びに金融商品取引所その他の自主規制機関の総称を意味する。
8. 「重要契約」とは、別紙２－１に定義される意味を有する。
9. 「損害等」とは、損害、損失、債務、又は費用（合理的な弁護士費用を含む。以下同じ。）を意味する。ただし、現実に被った直接かつ通常の損害、損失、債務、又は費用のみを対象とし、予見の有無及び予見可能性の有無にかかわらず、逸失利益を含む特別又は間接の損害、損失、債務、又は費用は含まれないものとする。
10. 「対象会社」とは、頭書に定義される意味を有する。
11. 「知的財産権」とは、別紙２－１に定義される意味を有する。
12. 「倒産手続等」とは、破産、会社更生、民事再生、特別清算その他の法的倒産処理手続又はこれらに準じる私的倒産処理手続を意味する。
13. 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者をいう。
14. 「秘密情報」とは、書面、口頭、電子メール、電磁的記録媒体その他開示の方法及び情報の形態を問わず、また、開示日が本契約の締結日以前か以後かを問わず、①本契約の存在及びその内容、②本契約に関する交渉の存在及びその内容、並びに③本契約の交渉、締結及び履行に際して知り得た相手方当事者及び対象会社の情報（ただし、対象会社の情報については、乙については本件株式譲渡が実行されなかった場合には、また、甲については本件株式譲渡が実行された場合には、それぞれ秘密情報に該当しないものとする。）を意味する。ただし、①受領の時点で既に公知となっていた情報、②受領した当事者の責めに帰すべき事由によらず受領後に公知となった情報、③受領した当事者が受領の時点で既に正当に保有していた情報、及び④受領した当事者が受領後に正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報は除くものとする。
15. 「法令等」とは、国内外の法律、政省令、規則（金融商品取引所又は証券業協会の規則を含むがこれらに限られない。）、命令、条例、行政指導、通達及びガイドラインの総称を意味する。
16. 「本契約」とは、頭書に定義される意味を有する。
17. 「本件株式」とは、第２条に定義される意味を有する。
18. 「本件株式譲渡」とは、第２条に定義される意味を有する。
19. 「本件譲渡価額」とは、第３条に定義される意味を有する。

別紙２－１　乙（売主）の表明及び保証

１　乙に関する事項

1. 乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。
2. 乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。
3. 乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等、定款その他乙の内部規則において必要とされる手続（ただし、表明及び保証の時点において履践可能なものに限る。）を全て適法に履践している。
4. 本契約は乙により適法かつ有効に締結されており、かつ、甲により適法かつ有効に締結された場合には、適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能である。
5. 乙による本契約の締結及び履行は、法令等、乙に関する許認可等、定款その他乙の内部規則、及び乙を当事者とする契約に違反しない。
6. 乙について、倒産手続等の申立て又は開始の決定はなされていない。また、乙は、支払停止、支払不能又は債務超過の状態にはなく、またそれらの事態が生じるおそれもない。
7. 乙並びにその役員及び従業員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上その他の関係はなく、反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、また当該便益の供与を反社会的勢力から受けていない。
8. 本件株式は、その全てが対象会社により適法かつ有効に発行され、全額払込済みであり、本件株式は、担保権を含む制限的権利、第三者による仮差押、仮処分、強制執行の対象となっていない。また、乙は、本件株式を全て適法に保有しており、本件株式全てにつき、対象会社の株主名簿上の株主である。対象会社は、本件株式のみを発行しており、本件株式以外に、株式、新株予約権、新株予約権付社債、新株引受権付社債、転換社債又は現在若しくは将来対象会社の株式に転換可能な又は転換可能となり得るその他の証券(その種類は問わない。)若しくはその他対象会社に対して追加的にその株式を発行することを義務付け又は要求できることとなる潜在株式又は契約その他の取決めは存在しない。また、本件株式を買取る権利、その他本件株式を取得することとなるオプション、ワラントその他の権利で対象会社に対するものは存在せず、かつ対象会社に対して本件株式の全部又は一部を買受け又は消却することを義務付け又は要求できることとなる契約その他の取決めは存在しない。

２　対象会社に関する事項

1. 対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。
2. 対象会社の直前事業年度を含む過去●年間の各事業年度又はその末日に関する貸借対照表及び損益計算書その他の計算書類及びその附属明細書は、一般に公正・妥当と認められる企業会計の基準に従い作成されたものであり、その対象日現在又は対象期間における対象会社の財政状態、経営成績、キャッシュ・フローその他の状況を正確かつ公正に表示したものである。
3. ●年●月●日以降、対象会社は通常の業務の範囲内で事業を遂行しており、その資産、財務及び経営について、重大な悪影響を及ぼすような変動又はその原因となるような事実は何ら生じておらず、乙が知り得る限りそのおそれもない。
4. 対象会社は、事業を遂行するために必要な資産かつ財産につき完全かつ有効な所有権又は利用権(賃借、無償貸借その他の使用する権限を含む。以下本項において同じ。)を有し、必要な第三者対抗要件を具備している。かかる資産及び財産は、法令上当然に成立するものを除き、担保権、制限物権、請求権その他のいかなる負担・制約にも服していない。
5. 対象会社は事業を遂行するために必要な特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、商号、営業秘密その他の知的財産権(以下｢知的財産権｣という。)につき完全かつ有効な所有権又は利用権を有し、必要な第三者対抗要件を具備しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともない。
6. 対象会社が当事者となっている事業の遂行上重要な契約（以下「重要契約」という。）は、全て適法、有効かつ法的拘束力を有し、その条項に従い執行可能である。対象会社は、重要契約のいずれの条項についてもその重要な点において何ら債務不履行又は義務違反を行っておらず、かつ対象会社がかかる債務不履行又は義務違反を行っている旨の主張・連絡を重要契約の相手方当事者その他の第三者から受けていない。対象会社は、重要契約について、これを解除、終了若しくは更新拒絶する旨又はかかる意図を有している旨の書面による通知を一切受領しておらず、乙が知り得る限りそのおそれもない。重要契約について、解除、終了、期限の利益喪失、契約条件の変更等の原因となり得る事由は一切発生しておらず、乙が知り得る限りそのおそれもない。乙による本契約の締結及び履行は、重要契約の終了、契約条件の変更等をもたらさず、乙が知り得る限りそのおそれもない。
7. 対象会社は事業を遂行するために必要な許認可等を全て適法に取得、又は完了しており、事業の遂行の制約となるような不利な条件が付されているものはなく、また、許認可等が無効となり、取り消され、又は更新が拒絶されることとなる事由は存在せず、乙が知り得る限りそのおそれもない。
8. 過去●年間において、対象会社の事業に関し、対象会社は、重要な点において法令等に違反しておらず、関係当局等又は第三者から、その違反又は違反のおそれについての指摘を受けていない。また、対象会社の事業に関し、乙が知り得る限り対象会社において法令等の重大な違反のおそれはない。
9. (a)　対象会社の従業員に適用される就業規則、契約、労使協定、労働協約その他の規定又は合意については、適法に成立しかつ有効に存続しており、また、これらに記載されたものの他には、対象会社の従業員に対して現在適用される就業規則、契約、労使協定、労働協約その他の規定又は合意は存在しない。対象会社が個々の従業員との間で締結又は合意した雇用契約には、特定の従業員に対してのみ差別的な待遇を約する等、就業規則又は労働協約に明示的に記載されていない条件(金銭の支払いに関する条件か否かを問わない。)であって、本契約で企図される取引に重大な影響を与えるものは含まれていない。

(b)　対象会社の従業員について、労働時間は正確に把握され、かかる労働時間に基づき、時間外、休日又は深夜の割増賃金は、適切に計算され、かつ、それを受領する資格のある者に対して全て支払われている。対象会社の従業員について、割増賃金及び職務発明対価を含め、未払いの賃金又は報酬は存在しない。対象会社の従業員において、業務上疾病その他の重大な労働災害は存在せず、労働災害に関して、当該従業員に対し、未払いの債務は存在しない。対象会社の従業員のために対象会社が拠出、運営又は実施する年金又は健康保険制度に関し、重大な積立不足又は対象会社負担部分の未履行等は乙が知り得る限り存在しない。対象会社は、その事業に関し、労働基準監督署その他の労働関連監督機関から何らの指摘・指導を受けておらず、乙が知り得る限りそのおそれもない。

1. 対象会社の事業に関し、その事業に重大な悪影響を及ぼす対象会社を当事者とする訴訟、仲裁、調停、強制執行、仮処分その他の紛争処理手続(対象会社の従業員又は労働組合との間における労働争議行為を含む)は司法・行政機関等に係属しておらず、乙が知り得る限りそのおそれもない。対象会社の事業に関し、対象会社が第三者から受けている重大な請求又は重大なクレームは存在しない。
2. 対象会社の事業に関し、対象会社は、環境に関するあらゆる法令等を遵守しており、これらに対する重大な違反(これらの法令等に規定される基準値の超過を含む。)をしておらず、関係当局等又は第三者から、その違反又は違反のおそれについての指摘を受けていない。また、乙が知り得る限りかかる違反のおそれはない。
3. 対象会社は、対象会社の事業における製品の製造の過程で通常生じ得る損害及び損失を、十分かつ適切に填補し得る保険(損害賠償保険及び重要な資産を対象とする財産保険を含む。)に加入している。
4. 対象会社の税務申告並びに対象会社が行っている税務上の処理に必要な届出又は申請その他の租税に関する諸手続及びその支払は、全て適法かつ適時に行われている。対象会社が提出済みの申告書その他の公租公課に関する申告書、報告書等は、重要な点において全て真実かつ正確であり、税務当局による不利益な修正の要請・更正・決定、税務調査その他の手続は存在せず、乙が知り得る限りそのおそれもない。
5. 乙が、本契約に関して乙に開示した一切の資料及び情報(口頭、書面、電磁的記録等その形式を問わない。以下同じ。)は、重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめないために合理的に必要な情報を欠いていない。また、甲から乙に対して開示を要求した資料及び情報のうち重要なものは、乙が甲と協議し開示しないこととしたものを除き、甲に全て開示済みであり、対象会社の事業の財政状態、経営成績その他の状況に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事実は、甲に対して全て開示されている。

別紙２－２　甲（買主）の表明及び保証

1. 甲は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有している。
2. 甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有している。
3. 甲による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、甲は、本契約の締結及び履行に関し、法令等、定款その他乙の内部規則において必要とされる手続（ただし、表明及び保証の時点において履践可能なものに限る。）を全て適法に履践している。
4. 本契約は甲により適法かつ有効に締結されており、かつ、乙により適法かつ有効に締結された場合には、適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能である。
5. 甲による本契約の締結及び履行は、法令等、甲に関する許認可等、定款その他乙の内部規則、及び甲を当事者とする契約に違反しない。
6. 甲について、倒産手続等の申立て又は開始の決定はなされていない。また、甲は、支払停止、支払不能又は債務超過の状態にはなく、またそれらの事態が生じるおそれもない。
7. 甲並びにその役員及び従業員は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上その他の関係はなく、反社会的勢力に対して名目の如何を問わず資金提供、援助その他の便益の供与を行っておらず、また当該便益の供与を反社会的勢力から受けていない。

以上